

第5次熊本県男女共同参画計画 基本目標（案）

【第4次計画】「男女がともに自立し支えあう、多様性に富んだ活力ある社会の実現」

（参考）【女性活躍推進計画】のめざすべき方向性

- ① 固定的性別役割分担意識のない社会
- ② 男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合う社会
- ③ 男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会

【第5次計画の基本目標で勘案すべきポイント】

- ・ 第4次計画の基本目標
- ・ 男女共同参画条例の理念（※参考）
- ・ 女性活躍推進計画のめざすべき方向性（今回統合）
- ・ 国第5次計画でSDGsから引用された「持続可能」な社会

○ 男女が互いを尊重しあい、多様性に富んだ活力ある持続可能な社会の実現（33字）

※「人権尊重(条例・女活)」、「多様性・活力(4次・女活)」、「持続可能(国第5次)」を焦点とする

○ 誰もが互いの人権を尊重し支えあう、多様性に富んだ活力ある持続可能な社会の実現
(38字)

※「人権尊重(条例・女活)」、「支えあい(4次)」、「多様性・活力(4次・女活)」、「持続可能(国第5次)」を焦点とする

○ 誰もが互いの人権を尊重し支えあう、多様性に富んだ活力ある社会の実現（33字）

※上から「持続可能(国第5次)」を除く

（※参考）

【熊本県男女共同参画条例】における男女共同参画社会の理念

- ・ 男女が、互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会
- ・ 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会